

さと
やすらぎの郷





【就任の挨拶】



園長 田中智久

園内の緑も春の装いを増す今日この頃、皆様方には日々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、ご利用者の皆様やご家族、ボランティア、地域の方々には当施設に格別のご支援ご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

この度、竹野園長の後任として、平成27年4月1日付でやすらぎの郷園長として日本赤十字社福岡県支部より赴任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、やすらぎの郷は日本赤十字社の施設として、人道・博愛・奉仕の赤十字精神に基づき、

地域に密着した温もりのある質の高い介護の実践に努めることを理念としております。この思いを日々の業務で具現化し、食事や排泄、入浴、衣服の着脱などの介護に活かし、安心して安全な、心の通い合う施設となるよう、これからも介護の知識・技術の習得や研鑽に努め、入所者・利用者、ご家族やボランティアの方々との心の繋がりも大切にして、職員一丸となって施設の運営に努めてまいります。

私的なことにはなりますが、私は平成20年から二年間、当施設で勤務させていただいておりました。今回、五年ぶりに異動して家族会やボランティアの方々、職員から温かく「お帰り」と声をかけていただきました。この言葉を励みとし、また初心に戻り、職責を果たしたいと思っております。

今後も皆様と共にやすらぎの郷が多くの人々から信頼される施設であり続けられるよう努力する所存でおりますので、引き続きご支援、ご協力の程心からお願いいたします。



【春の花が満開です】



中庭では昨年11月中旬に種を蒔いた菜の花が、4月の初旬に満開になりました。入所者の方からは、「朝、中庭の菜の花をみると気分が明るくなり、元気に一日を過ごすことができます。」と、とても好評でした。

また、桜の木も数多くあり、満開の桜を見ながら昼食を食べました。



【デイサービスご利用者の声】

今回初の試みで、やすらぎの郷デイサービスをご利用中のご本人とご家族に「やすらぎの郷デイサービス」についてインタビューしてきました。

猿渡和子様

Q1 やすらぎの郷デイサービスを利用された経緯は？

「志免町にある“めぐみ病院の元気教室”に通っていましたが、転んで尾骨を骨折した際、やすらぎの郷デイサービスを紹介されました。やすらぎの郷は以前から知っていましたが、まさか自分が通うとは思っていなかったので、当初は不安でいっぱいでした。」



※インタビューの間、職員に気持ちを伝えようと一生懸命、また時折涙ぐまれながら話してくれました。ありがとうございました。

Q2 やすらぎの郷デイサービスはいかがですか？

「やすらぎの郷デイサービスを利用するようになり、もうすぐ一年が経ちます。当初は不安だった気持ちも、皆さん(利用者の方、スタッフの方々)から元気を貰い、歌やゲーム等にも張り合いが出てきました。ある人から「顔が生き生きしてきたよ!」と言われ嬉しい気持ちになったのを覚えています。

やすらぎの郷ではショートステイも利用していますが、私の中で“デイサービス→動(談笑したり体を動かしたり活気のある場)、ショートステイ→静(本を読んだり、手紙を書いたり精神を落ち着かせる場)、自宅→自然の生活の場”に分かれており、生活のリズムができて今はすごく毎日が楽しいです。ここに来ることが出来て本当に良かったです。」

中野敏子様のご家族



※「料理上手だった母の豆ご飯がもう一度食べたかった」と昔を思い出し、少し寂しげな表情をされた娘さんでしたが、「今の元気な母が一番!」と笑顔で話してくれました。インタビューを快く引き受けて下さり、本当にありがとうございました。

Q1 やすらぎの郷デイサービスを利用された経緯は？

「両親は夫婦で店を営んでおり、母は経理から何まですべて担い、よく働いていました。H20年に右大腿骨を骨折し入院。H21年の入院の頃より認知症を発症し、H22年11月よりやすらぎの郷デイサービスを利用するようになりました。」

Q2 やすらぎの郷デイサービスに決めた理由は？

「やすらぎの郷に決める前にも何か所かデイサービス巡りを行いました。最終的に決めたのは母ですが、体験でやすらぎの郷に行った時に、すごく楽しかったと喜んで帰って来たのを覚えています。」

Q3 やすらぎの郷デイサービスはいかがですか？

「やすらぎの郷デイサービスを利用するようになり4年が経ちましたが、本当に今、楽しんで行っているのが目に見えて分かります。歌をよく口ずさむようになり、レクやサークル、大好きなカラオケなど、その日にあった出来事を楽しそうに話してくれます。なにより今は、本人の足腰が弱くなり目が離せない状態なので、デイサービスを利用することで私達も安心することができます。デイサービスを利用するようになって本当に良かったです。」



【介護一口メモ】



移乗介助は、体に負担が掛かるとともに力任せで行うと、介護者の腰痛を引き起こす原因となります。また、要介護者にとっても移乗の際には不安な気持ち・移乗時による衝撃で身体的な苦痛を覚えることとなります。そこで、やすらぎの郷では、移乗の際に全介助で立位がとれない入所者の方には、パットスライドとスライディングシートの移乗補助具を使用しています。介護者・要介護者が共に身体的に負担のかからない方法の一つですので、御紹介したいと思います。



パットスライド→入所者の方をボードの上で滑らせることで、安全・安楽に移動できます



スライディングシート→すべりやすい生地のできた筒状のシートです。



パットスライドの上にスライディングシートを置く事で、より移乗しやすい様にしています



パットスライド+スライディングシートの移乗方法



- ① パットスライドとスライディングシートをベッドにセットし、ベッドと入所者の方が座っているリクライニング式車椅子を並行に着け、車椅子のリクライニングを倒しフラットにします。
- ② 車椅子側の介護者が、入所者の身体を横に倒し背部を浮かして、パットスライドとスライディングシートを差し込み、入所者をパットスライドとスライディングシートの上に乗せます。
- ③ 車椅子側の介護者が、入所者の身体を横にスライドさせてベッドに移乗します。
- ④ パットスライドとスライディングシートを抜き取り終了です。





【地域とともっとクロス】

やすらぎの郷と地域の交流をご紹介します。

【第3回地域とともっとクロス講座を開催しました】

2月28日(土)、第3回地域とともっとクロス講座を開催しました。

今回は、総数14名の地域住民の方々にご参加いただき、とても活気ある講習となりました。参加者からは、「基礎的なことは頭ではわかっているつもりでしたが、いざ実践しようとするときできないことも多かったです。実践力を身に付けることができました。」と感想を頂きました。

平成27年度の地域とともっとクロス講座では、基礎的な介護技術の習得を目的とした講座を開催する予定です。詳細は決まり次第ホームページに掲載しますのでご覧ください。皆様のご参加をお待ちしております。



【テレビ番組の取材を受けました】(FBS福岡放送 ニュース5ちゃん)



平成26年12月19日(金)、FBS福岡放送の番組「ニュース5ちゃん」内で、当施設における「冬場の脱水予防への取組み」が放送されました。

取材は平成26年12月9日(火)に西棟で行われ、リポーターとして館恭子アナウンサーが来園されました。

水分補給の様子や西棟介護長へのインタビューも行われ、当施設で行っている加湿の方法や工夫を紹介しました。

普段は寡黙なご入所者様が、にこにこしながら館アナウンサーに話しかける場面もあり、とても賑やかで楽しいひとときとなりました。



【やすらぎの郷の専門性を活かして】

志免町からの働きかけにより、やすらぎの郷は下記の連絡会や会議に定期的に参加しています。当施設の専門性が地域の高齢者支援のお役に立つことを願っています。

● 地域ケア会議

(志免町高齢者包括支援係が中心となって、個別のケースの検討や町に必要とされている資源を検討しています)

● キャラバンメイト

(志免町社会福祉協議会が中心となって、認知症サポーターを養成するための啓発活動を地区公民館などで行っています)

● 「志免町の認知症支援を考える関係者会議」

(志免町高齢者包括支援係が中心となって、志免町の認知症支援のあり方を検討しています)

● 志免町虐待等防止ネットワーク会議

(志免町福祉課が中心となって、虐待防止のためのあり方を検討しています)

● 志免町多職種連携研修会および会議

(志免町高齢者包括支援係が中心となって、粕屋医師会も含め志免町の多職種の連携のあり方を検討しています)

【介護保険法が改正されました】

平成12年からスタートした介護保険制度は、
15年目の節目になる平成27年に大きく変わります。

①特別養護老人ホームへの入所要件の変更

特別養護老人ホームへの入所要件が原則、要介護3以上と厳格化されます。ただし、要介護1又は要介護2の方であっても認知症があり、日常生活に支障が来す症状・行動、意思疎通の困難な場合や、家族などによる深刻な虐待が疑われるケースなど、やむを得ない事情があれば入所は可能です。

現在入所中の要介護1・2の方はそのまま継続して入所できます。また要介護3・4・5の方が要介護1・2になっても継続して入所できます。

ただし、平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1・2に変更になった場合は、やむを得ない理由がないと入所を継続できません。

②居住費負担の見直し

4人部屋の費用が320円/日から370円/日に改定されます。また、8月からは利用者負担4段階の方は370円/日から840円/日と改定されます。(第1段階から第3段階の方は370円のままです)

③自己負担割合の見直し

これまで1割だった介護保険給付の自己負担金をご本人の所得によって見直されます。

平成27年8月より、年間の所得金額が160万円以上(控除後所得)の方は、自己負担が2割となります。年金収入でいうと独居世帯280万円以上、夫婦世帯346万円以上の方が該当します。

④負担限度額認定に資産を勘案

食費・居住費の減額は、これまでは市町村民税非課税であれば要件を満たしていましたが、平成27年8月からは市町村民税非課税であるとともに、単身者で1千万円。夫婦で2千万円以上の預貯金等を有している場合は減額の対象にはなりません。

また、世帯を分離していても、配偶者が住民税課税であれば対象外となります。

*** お問い合わせは 生活相談員(廣田・竹中)まで ***

日本赤十字社 福岡県支部
特別養護老人ホーム

やすらぎの郷

〒811-2208 福岡県粕屋郡志免町大字吉原600番 TEL.092-936-2022 FAX.092-936-2135
ホームページ <http://yasuraginosato.org/cgi-bin/index.cgi>

平成27年4月発行